

南あわじ市住生活基本計画策定委員会運営要領

令和7年8月27日

委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例(令和6年南あわじ市条例第23号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、南あわじ市住生活基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員会の開催の日の3日前までに議案を添えて開催の日時及び場所を委員並びに当該議案に關係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(出欠の届出)

第3条 委員及び臨時委員は、病気その他の理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(代理出席)

第4条 委員及び臨時委員が、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できない場合で、あらかじめ委員長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(議長)

第6条 議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

2 委員長及び副委員長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長となる。

(発言の許可)

第7条 委員会において発言しようとするものは、議長の許可を得なければならぬ。

(質疑終結の宣言)

第8条 質疑が終わったときは、議長は質疑の終結を宣言して表決に付さなければならぬ。

(表決の宣言)

第9条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する案件を宣言しなければならぬ。

2 議長が前項の表決の宣言したのちは、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(表決の方法)

第10条 表決の方法は、投票、挙手及び異議の有無によるものとし、議長が適宜これを用いる。

(委員会の公開)

第11条 委員会（委員会の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会を公開しない旨の議決したときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 委員会の公開に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(議事録)

第12条 委員長は議事録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委員会の会議の日時及び場所

- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
 - (3) 案件の内容
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 2 議事録に署名押印する委員は2人とし、議長がその会議において指名する。
- 3 議事録は、次の各号に掲げる事項を除いて公開することができる。
- (1) 発言した委員、臨時委員及び出席者の氏名
 - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると委員長が認める事項
 - (3) 事前説明事項に関する議案事項
 - (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると委員長が認める事項
- (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の議事その他運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和7年8月27日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第2条の規定にかかわらず、市長が招集する。